

推進体制の整備

男女共同参画社会の早期実現を図るため、市の推進体制を強化充実し、率先して取り組んでいきます。

- | | |
|--|---|
| 1 市役所における組織の充実
(1) 男女共同参画担当部署の設置検討
(2) 庁内組織の強化
(3) 職員への啓発 | 2 推進体制の整備
(1) 市の取組に対する定期的な評価の実施
(2) 男女共同参画を推進するための拠点機能の整備
(3) 意識や実態の調査研究、情報の収集と提供
(4) 相談窓口の設置 |
| 3 連携の強化
(1) 市民・団体・事業所との協働
(2) 関係機関との連携 | |

重点課題

前期実施計画における、あらゆる分野に関連する事業の中でも、特に次の6項目を最重点課題として掲げ、取り組んでいきます。

- | | |
|---|--|
| 1 男女共同参画推進のための基盤を整備します。

①拠点機能のあり方を検討し、整備を図ります。
②推進条例制定・宣言実施を進めます。
③庁内組織の強化と担当部署の設置を図ります。
④相談窓口の整備を図ります。 | 2 男女共同参画を市民との協働により推進します。

①「守谷市男女共同参画推進委員会」による、市の取組に対する定期的な評価を実施します。
②多様な学習機会と情報を提供します。 |
|---|--|

守谷市男女共同参画推進計画

ー ダイジェスト版 ー

基本計画 ● 平成17年度ー平成26年度

前期実施計画 ● 平成17年度ー平成21年度

守 谷 市

● お問い合わせ先 ●

守谷市役所 生活経済部 暮らしの支援課 男女共同参画グループ

TEL 0297-45-1111 FAX 0297-45-6526

E-mail kurashi@city.moriya.ibaraki.jp

ホームページ <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

主要課題1

男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- (1) 学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- (2) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- (3) 社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

主要課題2

男女共同参画の理解の促進と意識の改革

- (1) 男女共同参画に関する意識啓発
- (2) 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (4) 男女共同参画推進条例制定・宣言実施に向けての研究

【基本目標1】

男女の人権の尊重と
男女平等意識の確立

主要課題3

男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- (1) ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (3) 相談体制の整備

主要課題4

メディアにおける人権の尊重

- (1) 男女の人権を尊重した情報発信の推進
- (2) 情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)向上の促進

男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等です。男女共同参画社会の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の「男女の人権」が尊重されることが重要です。

基

本

理

念

社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることから、見直す必要があります。そして、男女が性別にかかわらず様々な生き方を自分の意志で選択できる社会を築いていく必要があります。

【基本目標3】

雇用における
男女平等の推進

主要課題1

雇用の場における男女平等の確保

- (1) 雇用の場における男女の機会均等の徹底
- (2) 女性の能力発揮促進のための支援

主要課題2

職場生活と家庭生活の両立支援

- (1) 職場における両立支援の推進と環境の整備
- (2) 子育て支援策の充実

主要課題3

多様な働き方への支援

- (1) 多様な働き方を可能にする就業条件の整備
- (2) 起業、再就職に対する支援
- (3) 商工業・農業など自営業における働きやすい環境の整備

政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

主要課題1

政策・方針決定の場への女性の参画促進

- (1) 女性の政治参画意識の向上促進
- (2) 審議会、委員会への女性の参画促進
- (3) 市・事業所・団体における女性の参画促進

【基本目標2】

あらゆる分野への
男女共同参画の推進

主要課題2

家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

- (1) 性別による固定的役割分担意識の解消
- (2) 男女が共に責任を担う家庭生活の実現
- (3) 男女が共に参画する地域活動の促進

主要課題3

国際社会への参画

- (1) 情報の収集と提供
- (2) 国際理解、国際交流の推進
- (3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、子育てや介護をはじめとする家庭生活を行う上での様々な活動について、家族としての男女が協力し合い、お互いに家庭生活と仕事や地域活動などとの両立を図ることができる環境をつくることが大切です。

国際的協調

男女共同参画の取組は、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや、国際化の進展を踏まえて、国際的な視点を持って施策を進めていくことが重要です。

主要課題1

子どもが健やかに育つ環境整備

- (1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備
- (2) 児童虐待防止の推進
- (3) 子どもに関する相談支援体制の整備

【基本目標4】

健康で安心して暮らせる
生活環境の整備

主要課題2

一生涯の健康づくり

- (1) 生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透
- (2) 母子保健サービスの充実
- (3) 心身の健康保持・増進への支援

主要課題3

高齢者、障害者等に対する自立支援

- (1) 高齢者の自立支援(生活機能の向上)
- (2) 障害のある人に対する支援
- (3) 要介護状態にならないための介護予防
- (4) ひとり親家庭等に対する支援体制の充実